

第7回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年12月25日（金）

場所 市役所 第1会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条許可申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 西山町長嶺地区)

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 本条地区)

議第7号 新潟県柏崎市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について

その他 1月総会の会議開催予定日時

第8回総会を1月29日（金）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これから始めさせていただきます。

師走のお忙しい中、また今日は雪で足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。今年も残すところあと1週間です。テレビではコロナウイルスの変異種も現れたという話が出ており、先が見通せないような日が続いています。この1年は、コロナウイルスに振り回された1年だったのではないかと思います。皆様の1年はいかがでしたでしょうか。

新庁舎の話をさせていただきます。新庁舎の移転もこの週末以降に活況を迎えます。お越しになった時あちこちにダンボールの山があるのを見ている方も多いと思いますが、明

日以降、年内中に荷物を新庁舎に移転させ、31日には私どもが荷物の開封とパソコンの立ち上げを確認して終了となります。昔に比べると業者に頼んで随分と楽になりました。職員は荷造りすることと荷物を開いて棚に入れることくらいで、途中の移転作業は業者さんが請け負ってくれるということで、すごく変わったという感じがあります。

2週間ほど前になりますが、12日土曜日に新庁舎の落成式典が行われ、石塚会長から出席をいただきました。式典は100名ほどの参加者でしたが、その後の内覧会には2000人を超す市民の方がお越しになったとのこと。農業委員会事務局の新庁舎での場所ですが、今までと同じように3階です。駅側の玄関から入っていただいた場合、市民課の前をずっと横切っていただいて、突き当りアルフォーレ側玄関の脇に階段とエレベーターがございます。そちらを使って3階に出たところが農業委員会です。農業委員会、農政課、農林水産課と順番に東側から並んでおりますので、分かり易いかと思います。

霜田事務局長

ただ今から第7回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。事務局からも話があったとおり、12月半ばでの大雪に驚いたところ。私の地元のほうでは湿った雪のために倒木や停電があって大変な騒ぎになりました。また年末年始にも寒波が予想されており、くれぐれも気を付けていただきたいと思っております。

またコロナウイルスについても収束を期待していますが、なかなか思ったようにならないどころか、ますます拡大という道を辿っておりまして、先が見えない状況です。これからも色々な面で影響を及ぼすだろうと思います。

話は変わりますが、県の主催で十日町振興局のスマート農業実証試験の中間報告という研修に行って参りました。中山間地の中でロボットトラクター、ラジコンヘリ、ドローン等々、いろんな面に取り組んでいるところです。その中で説明者の方がおっしゃったことで気になることがありました。今までは研修や講習会というと高齢の方の参加が多かったのですが、こういったスマート農業のことになると若い人ばかりとのことで、はたしてそれでいいのかなと、それだけで農村や農業の話为国が進めていっていいのか、その辺をど

う考えているのかと思いました。それでも若い方の大規模経営や企業の参入もありますし、今後はこういった取り組みが必要になり、盛んになることですので、これからも十分に情報収集をしていかなければならないと感じたところでございます。

とめどない話になりましたが、挨拶とさせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

委員数は 19 人であります。欠席報告 0 人、現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の出席数は 25 人であります。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 7 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、7 番 佐藤 敏委員、12 番 小俣 立史委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」の申請番号 1 の案件が、○番 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○番 ○○ ○○委員が退席する －

議長

事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請 申請番号 1 について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字田屋字山田○○番○ 外 29 筆 田 10,264 m² 畑 304.61 m² 計 10,568.61 m²。北園町○番○号 ○○ ○○。大字田屋○○番地 ○○ ○○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇番 〇〇 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 2 の案件が、〇番 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇番 〇〇 〇〇委員が退席する －

議長

事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

申請番号 2 について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 2 大字横山〇〇番 田 3,916 m²。東京都墨田区本所 1 丁目〇番〇号 〇〇〇〇。大字藤橋〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 2 について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 2 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇番 〇〇 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 2 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 3 の案件が、農地利用最適化推進委員 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇推進委員の退席を求めます。

－ 〇〇 〇〇推進委員が退席する －

議長

事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

申請番号 3 について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価

格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 3 西山町浜忠字浜田〇〇番 外 1 筆 畑 計 72 m²。大字下田尻〇〇番地〇〇 〇。西山町浜忠〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 3 について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 3 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 3 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇推進委員の入室を求めます。

－ 〇〇 〇〇推進委員が入室する －

議長

〇〇推進委員に退席を求めましたが、申請番号 3 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号4から申請番号9の案件について、事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

申請番号4から申請番号9について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号4 大字上田尻字大新田〇〇番〇 外5筆 田 計5,372㎡。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。新規就農。円です。

提出された営農計画書によると、「専業農家として水稻の生産に取り組む意向であり、自宅で20年以上農業経営をしている父から指導を受けると共に、農業普及指導センターの研修会に参加し、営農技術の向上を図る。また、近隣の農家からの要望があれば、受託し、農業経営規模を拡充し、地域の農業を守っていく。」としております。

申請番号5 大字東長鳥字上山甲〇〇番〇 畑 376㎡。希望が丘〇番〇号 〇〇 〇〇。大字東長鳥甲〇〇番地 〇〇 〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号6 大字横山字出戸〇〇番〇 外2筆 田 計2,203㎡。大字横山〇〇番地 〇〇 〇〇。田中〇番〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号7 北半田一丁目字小峰〇〇番 田 327㎡。東本町三丁目〇番〇号 〇〇 〇。半田一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号8 北半田一丁目字小峰〇〇番 外4筆 田 4,722㎡。東京都墨田区本所1丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。半田一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号9 高柳町高尾字前田〇〇番 田 481㎡。松波一丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇。高柳町高尾〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件である申請番号4から9までについて、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 4 から申請番号 9 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 4 から申請番号 9 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字東長鳥字上山甲〇〇番〇 畑 489 m²。希望が丘〇番〇号 〇〇 〇〇。車庫兼物置。第 2 種でございます。申請地は、昭和 49 年頃より車庫等敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 橋場町字中島〇〇番〇 畑 121 m²。埼玉県川口市東川口四丁目〇番〇号 〇〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 3 大字安田字諏訪ノ淵〇〇番 外 1 筆 畑 406 m²。新潟市中央区川岸町一丁目〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号室 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でござ

います。申請地は、昭和46年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書4ページをご覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字山室字上村〇〇番〇 畑 72 m²。大字山室〇〇番地〇 〇〇 〇〇。
大字山室〇〇番地 〇〇 〇〇。冬季堆雪場。第2種でございます。

申請番号 2 大字茨目字赤坂〇番 外 8 筆 田 6,276 m²。茨目三丁目〇番〇号 〇〇
〇 外 4 名。長岡市与板町与板〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。特定
建築条件付売買予定地 26 区画。第 3 種でございます。

なお、本申請につきましては、3,000 m²を超える農地の取引に係るものになりますので、
本総会の許可をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がな
いものとされた場合、会長の専決により許可するものとするを、併せてお諮りさせて
いただきます。

申請番号 3 常盤台字早道〇〇番〇 外 1 筆 田 596 m²。福島県郡山市香久池二丁目〇
番〇号 〇〇 〇〇。錦町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地造成 2 区画。第 3 種で
ございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 4 ページのとおり、特に
問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませ
んか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異
議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めま
す。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町鎌田字長表〇〇番〇 田 996 m²。新潟市中央区幸西二丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇。当初、資材置場としての利用を予定していたが、これを取り止め、太陽光発電施設を設置するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 西山町長嶺地区）」事務局の説明を

求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 6 ページをご覧ください。

議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 田 20 筆 18,844.00 m² その他 1 筆 33.00 m²
計 21 筆 18,877.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 3(2021)年 1 月 18 日を予定しております。

明細は 7 ページのとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 本条地区）」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 8 ページをご覧ください。

議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田 4 筆 3,488.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 3(2021)年 1 月 18 日を予定しております。

明細は 9 ページのとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 新潟県柏崎市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 11 ページをご覧ください。議第 7 号 農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

現在、当農業委員会では総会の議事録を作成し、その議事録に議長および署名委員お二人の方からご署名と押印をいただいております。新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、押印廃止の動きが進められていることは、皆様もご存知のとおりです。そこで当市におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、利便性の向上、事務の効率化を図るため、柏崎市全体として押印省略の規則改正を行っております。つきまして、農業委員会業務に係る押印の廃止に関して見直しを行っているところ、この規則は自治体の条例に次ぐ重要な決まりであることから、規則の改正について総会の承認が必要ですので、本日上程させていただいたものです。

改正は一か所です。11 ページの下から 3 行目にあるように、第 14 条第 2 項中にある「押印」を削りたいとするものです。裏の 12 ページには参考資料として、改正条文の新旧

対照表を添付しております。この改正により、総会の議事録には、議長および署名委員の二人の方から署名をいただくことで足りるという扱いになります。

ご承認を得られましたら、この規則は令和3年1月1日から施行を開始したいとするものです。なお、この規則のほかにも農業委員会では各種様式を用意しており、それらについても国の通知などの改正を待ちながら順次押印を廃止してまいりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局から申し上げます。

霜田事務局長

お手元、第7回農業委員会総会（R2.12.25）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

・新潟県認定農業者経営改善研修会

1月18日（月） 14時から 長岡市「パストラル長岡」

3枚目に両面コピーで開催の要領があります。こちらは農政課から認定農業者の協議会を通じて案内が既に届いているかもしれませんが、ご案内がなかった方で参加希

望の方がいらっしゃいましたら、年明け 1 月 7 日までに農業委員会事務局にご連絡をいただければ、農政課とは別に、事務局で参加の報告を上げさせていただきます。この場合、ご自身で参加していただく形になりますので、特にバスや交通費を出すことはございません。ご了解のほどお願いいたします。

・市町村農業委員会役員研修会

1 月 22 日（金）13 時半から 新潟市「ユニゾンプラザ」

運営会議の委員さんに出席をお願いします。

・柏崎・刈羽地域農業者大会

2 月 5 日（金）午後から 柏崎市文化会館「アルフォーレ」

詳細については、今後案内が出るものと思われます。米の品質および園芸販売額の向上、自術対策や園芸の産地化について行われますので、よろしくをお願いします。

※免税軽油に係る耕作証明書

1 月 5 日（火）から 1 月 29 日（金）まで発行する旨、農業委員会だより第 42 号に案内をしました。農業者さんから質問を受けましたら、本人確認資料と印鑑を、代理人が来られる場合は、委任状と代理人の印鑑と本人確認資料をお持ちいただくよう、お答えください。また、発行は年明けの 1 月 5 日からなのですが、最初の週は込み合いますので、ご協力をいただけるようであれば、3 連休明けの 2 週目以降にお越しいただければと思います。

2 農地利用の最適化に向けて

お手元にホチキス留めの 4 枚綴りの書類とカラー印刷 6 枚綴りの書類を配付しました。内容は既に皆様に配り、ご覧いただいている「農業委員推進委員活動マニュアル」と同様のものです。

始めにカラー印刷の 6 枚綴りをご覧ください。これは全国農業会議所がオンラインセミナーとして配信したものを一部抜粋して印刷したものです。改めまして再度説明をさせていただきます。農業委員会業務としましては、農業委員会法の第 6 条と第 38 条に明記されております。特に第 6 条第 2 項は平成 27 年の法改正で規定されたもので、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が新たな業務として明記され、農地利用最適化推進委員が新設されるに至った根拠となるものです。

2 ページには、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して取り組んでいただきたいことが記されており、特に推進委員の皆様には、担当地区において日頃からの相談や情報収集といった現場活動をしていただきたい。地域で中心となる担い手の確保や、人・農地問題の解決に向けた中心的な役割をお願いするものです。

続いて 4 ページをご覧ください。農地利用の最適化の具体的な取り組みとして、第 1 ステップで担当地域を知って、第 2 ステップで話し合い活動を主導し、第 3 ステップで貸し借りのマッチングをすると説明しています。

5 ページ以降は農地利用集積を推進するためのポイントが記されておりますので、ご一読いただき、地域の中心的な調整役となるよう、既に取り組んでいる方、前任からの引継ぎで承知しているという方も多いのではないかと思います。よろしく願います。今使われている農地を使えるうちに使える人に繋ぐ、将来の設計図を描いていただくこととなります。

次に 4 枚綴りの書類をご覧ください。1 ページ項目 1、「根拠」について、先ほど申し上げました農地法第 6 条と第 38 条により、推進委員の力なくして「農地等利用の最適化」は成し得ないという論拠になっています。項目 2、「現状」について、将来像や地域の話ということは心配や必要性を認識していても、なかなか具体的な行動に結びつかないということもあります。項目 3、「具体的な活動に向けて」、柏崎は広く、山あり平地ありでそれぞれ地域の現状は異なるため、まず、それぞれの地域の委員さんで現状や将来について話し合いをいただきたいと思います。

続いて、2 ページに会長名でのお願い文書があります。農地利用最適化に向けた取り組みについて地域の実情に応じた実践が求められており、また、今夏に皆様は委員さんになられ、顔合わせ会や忘年会・新年会という親睦や情報交換の場があるべきだったのですが、この状況では厳しいため、それぞれの地域ごとで会合を行っていただきたく、委員さん一人 2,000 円の補助をいたしますので、お役立ていただきたいと思っております。

3 ページと 4 ページをご覧ください。24 期の農業委員会では、委員さんを地域ごとに 5 つのチームを設定しました。このチームを機能させて農地利用最適化の推進に向けた情報の共有をしていただきたいと思っております。そして、地域から推進委員への相談等をしていただけるように、推進委員は農業委員より認知度がまだ低いということもあるので、地域の中での認知向上も含めて働きかけをお願いいたします。中澤直寛委員、河合則雄委員、新沢廣彦委員、中村茂幸委員、藤井守委員、この 5 名がチーム代表の推進委員です。この代表の方々にこの総会の前、補助をお渡ししました。それぞれのチームで日程の調整をして、具体的な話し合い、または顔合わせ会を行ってください。精算報告は求めませんし、いつまでにと期限も設けませんので、よろしくお願いいたします。

4 第 8 回農業委員会総会

1 月 29 日（金）14 時から 農業委員・推進委員さん 新庁舎 1 階 多目的室です。

会場の都合で 14 時からの開催とさせていただきます。多目的室は、新庁舎東口から入ってすぐ左側です。

私からは、以上です。

濁川職員

3 令和 3 年度春季分 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

お手元に配布しました封筒の中をご覧ください。「農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収について」でございます。8 月の総会でも説明させていただきましたが、改めて説明させていただきます。この取り組みは、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図ることを目的として、

- ① 期間満了となる農用地利用集積計画による利用権の更新
- ② 担い手への農地の面積集積
- ③ 遊休農地の発生防止のための出し手・受け手の結び付け

のために活動していただくものです。

提出期日は、2 月 10 日（水）です。取りまとめいただいたものは、来年 3 月の総会に諮り、4 月に公告の予定です。

今回の更新案件は 304 件、1,021 筆、約 88ha です。このうち、皆様からは 163 件の更新活動をお願いすることになります。

それでは、お手元にお配りしました封筒の中身のご確認をお願いいたします。水色、ピンク色の紙で留めてある書類です。

まず、委員管理用書類をご覧ください。左上に委員さんのお名前が入っております。「利用権設定書の配布と回収について（お願い）」の文書と「利用権設定申出書」の Q&A（A4 裏表）、今回お願いする「一覧表」（A3）です。なお、「一覧表」（A3）は個人情報ですので、活動終了の際は、必ずお返しをいただきたいと思っております。

次に、水色の紙で留めてあります書類は「再設定の申出書」です。今回「再設定の申出書」のない委員さんもおられます。

最後、ピンク色の紙で留めてあります書類は新規分の申出書が 3 部入っております。新規設定される方にお渡しください。不足の場合は事務局にお申し出ください。

手続きについて、簡単に説明させていただきます。更新の申出書に所有者と耕作者の方から、賃借料の記入、設定期間を記入してもらい、署名、押印をもらってください。それぞれの申出書に記入例がついていますのでそれを参考に記入してください。

農地中間管理機構、を通じて設定する場合、受付窓口はJ Aとなっております。今回お配りしました事務局受付の申出書とは用紙が異なりますのでご了承ください。

中間管理機構を介する場合や、更新しない場合は、必ず、事務局へご報告ください。

次に、お配りした更新書類について地区担当基準で振り分けてございますが、一覧表をご覧ください、これは自分よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むといったような場合は、双方で協議いただいて、調整していただければと思います。なお、担当する委員さんが変更になった場合、必ず事務局にご連絡ください。

その他、所有者が市外、共有名義、相続登記が済んでいない等の場合は事務局扱いとして、事務局から直接所有者に送付します。

提出締切は、2月10日（水）ですので、よろしく願いいたします。

議長

ご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

－ 「なし」との声あり －

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。各会議の代表者から連絡、報告等はございませんか。

議長

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。年末ということで今年を振り返ってみますが、農業委員会の大きな動きとして夏に改選があり、23期から24期へと変わりました。それに合わせて、農地会議、農政会議、情報会議という3つの会議制となり、さらには先ほど説明がありましたが、各地域を5つのブロックに分けたチーム制という新しい試みが始まりました。また、利用権設定や市長への意見書、広報誌は例年のとおり実施しましたが、暑気払いや管外視察研修ができませんでした。

農業経営という部分では、昨冬の極端な小雪で水不足が心配されましたが、4月にはよく雨が降ったおかげで、春は思いのほか順調にいきました。しかし、その後6月になると

生育過剰が心配され、さらに 7 月は雨が多くコントロールができないようになり、秋には倒伏に皆様難儀されたと思います。新型コロナウイルスの影響で米の流通が滞り、今まだその影響が続いていて、昨年の米が年内にまだ消費しきれず、1 月 2 月になれば少し状況が変わるのではという噂もありますが、まだまだ先が見えません。来年の作付けも考え方を改めてくれというような依頼も来ております。これから来年の作付けを検討している段階だと思いますが、例年どおりのままではいけないということを考えながら、来春に向けて準備いただければと思います。

難しい状況ですが、情報会議代表者の小柳委員が、J A 柏崎の食味コンテストの優秀賞を受賞されたという明るい話題もありました。是非来年が良い年になるように、体に気を付けて新年をお迎えいただければと思います。以上です。

閉会 午後 2 時 45 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____